News Release



平成19年5月11日 経 済 産 業 省 環 境 省

家電リサイクル法の施行状況(平成18年度引取実績)について

特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づき、製造業者等が全国の指定引取場所において引き取った廃家電4品目の平成18年度の引取台数を公表いたします。

[概況]

- 1. 平成13年4月から始まった家電リサイクル法は、廃家電4品目(エアコン、ブラウン管式テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機)について、消費者による適正な排出と費用の負担、小売業者による排出者からの引取りと製造業者等への引渡し、製造業者等による小売業者などからの指定引取場所における引取りと家電リサイクルプラントにおける再商品化等を推進してきたところ。
- 2. 平成18年度における家電4品目の国内出荷と廃家電4品目の指定引取場所における引取台数の実績を比較したところ、家電4品目の国内出荷が前年度比約1.4%減少した中で、廃家電4品目の引取台数はほぼ前年度と同程度であった。

「引取の状況 1

3. 平成18年度、指定引取場所で引き取った廃家電4品目の合計は約1,162万台(ほぼ前年度と同程度)となった。

平成18年度に引き取った廃家電4品目の内訳を見ると、エアコンが183万台(構成比約16%) テレビが413万台(同約36%) 冷蔵庫・冷凍庫が272万台(同約23%) 洗濯機が294万台(同約25%)となっている。(別紙を参照)

また、前年度比で見るとエアコンが約8%減、テレビが約7%増、冷蔵庫・ 冷凍庫が約4%減、洗濯機が約0.3%減となっている。

[家電リサイクル券システムについて]

4.消費者は、(財)家電製品協会家電リサイクル券センターのホームページ http://www.rkc.aeha.or.jpの「排出者向け引取り状況確認機能」を利用して、自分が排出した廃家電の状況を確認できる。

(本発表資料のお問い合わせ先)

経済産業省 商務情報政策局 情報通信機器課 環境リザイル室

担当者:鯉江、内藤

電 話:03-3501-1511(内線 3981) 環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 企画課 リサイクル推進室

担当者:相澤、風間

電 話:03-3581-3351(内線 6836)

平成19年5月11日 経済産業省 情報通信機器課 環境リサイクル室 環境省 廃棄物・リサイクル対策部 リサイクル推進室

家電リサイクル法施行状況

(全国の指定引取場所における引取台数)

全国の指定引取場所における引取台数 (4品目合計)

(単位:千台)

	平成16年度	平成 17年度	平成 18年 度				
	4品目合計	4品目合計	4品目合計	エアコン	テレビ	冷蔵庫·冷凍庫	洗濯機
4月	807	856	802	84	288	193	237
5月	823	900	961	134	324	244	259
6月	1,030	1,037	1,034	220	313	258	244
7月	1,468	1,438	1,436	438	352	358	288
8月	1,217	1,366	1,377	368	370	361	279
9月	878	928	932	126	333	240	233
10月	784	825	806	71	319	197	220
11月	842	810	788	77	329	170	212
12月	1,079	1,069	1,111	108	511	212	280
1月	819	847	865	68	382	162	253
2月	637	668	659	60	267	136	198
3月	834	876	846	75	340	189	243
合計	11,216	11,620	11,616	1,829	4,128	2,717	2,943

いずれも暫定集計値で今後修正があり得る。 四捨五入の関係で合計値が異なる場合がある。



